

## 富山市滞在型・交流型観光ツアー助成金交付要綱

### (目的)

第1条 富山市の観光・体験型ツアーの利用を目的とした県外からの滞在型・交流型観光ツアーに対し、宿泊費用を助成することにより、本市への滞在型観光客の誘致を促進する。

### (助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の要件のすべてを満たすツアー（企画旅行の募集型・受注型企画旅行の別は問わない。）を主催する県内旅行事業者とする。

- (1) 県外からの参加者6名以上（添乗員等は除く）のツアーであること。なお、富山市内までの移動手段は問わないものとする。
- (2) 別紙1の体験メニューを1つ以上組み入れたツアーであること。
- (3) 別紙2の富山市内の観光資源（産業観光施設を含む）から2つ以上、又は別紙2の観光資源と別紙3の飲食店の中から2つ以上組み入れたツアーであること。（飲食店を利用する場合は、一人1,000円以上の利用があること。）  
ただし、体験メニューと観光資源は重複しないこと。
- (4) 富山市内のホテル、旅館等に宿泊するツアーであること。
- (5) 4月1日から翌年3月14日までの間に催行されるツアーであること。（ツアーの出発、帰着日いずれもこの期間内であること。）なお、8月20日～9月3日の期間に催行されるツアーは除くものとする。
- (6) 富山県及び富山市の他の助成制度を併用したツアーでないこと。

### (助成金交付額)

第3条 助成金の額は、参加人数（添乗員等は含まない）に1泊1,000円を乗じて得た額の合計とする。

2 前項の助成金の額は、1事業所（営業所・支店）あたり年間200,000円を限度とする。

### (助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする旅行事業者は、あらかじめ助成金交付申請書（様式第1号）富山市観光協会長（以下「会長」）に提出するものとする。

### (助成金の交付決定)

第5条 会長は、前条に規定する助成金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定するものとする。

### (実績報告及び助成金の交付請求)

第6条 助成金の交付決定を受けた旅行事業者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 請求書（様式第3号）
- (2) 宿泊証明書（様式第4号）
- (3) 参加者名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付金額の確定及び交付)

第7条 会長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 会長は、虚偽の申請又はその他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取消することができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(事業の終了)

第9条 助成金の交付決定額が当該年度予算に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。